

# 令和5年度（2023年）税制改正 法人税関連

前回に引き続き、令和5年度（2023年）税制改正（大綱）についての紹介になります。法人税関連はここ数年、既存の制度の微調整を行うための改正が大半となっています。法人税関連の改正のうち、主要な項目について解説いたします。\*今後の法整備に伴い、内容が変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

## 中小企業に特有の税制の延長

法人税関連で、中小企業に特有の下記の3制度は、一部内容の見直しが行われた上で、再度適用期限が延長されています。

適用対象期間（※1）： R5.3.31までに取得・事業の用 → R7.3.31までに取得・事業の用に供すること  
事業年度（※2）： R5.3.31までに開始する事業年度 → R7.3.31までに開始する事業年度

項目	内 容
1. 中小企業投資促進税制 ※1	機械装置・普通貨物自動車等で一定額以上の設備について、「特別償却(30%)」または「税額控除(7%)」が可能 <u>変更点:対象設備から他に管理委託するコインランドリー業用設備を除外</u>
2. 中小企業経営強化税制 ※1	経営力向上計画の認定後、購入した対象設備（機械装置・器具備品等で一定額以上の設備）について、「特別償却(30%)」または「税額控除(7%)※」が可能 ※資本金 3,000 万円以下の中小企業者等は 10%。 <u>変更点:対象設備から他に管理委託するコインランドリー業用設備と暗号資マイニング用設備を除外</u>
3. 軽減税率の適用期限の延長 ※2	<u>中小企業者等(資本金 1 億円以下)の年 800 万円以下の所得に適用される軽減税率 15%(本則 19%)</u>

## その他の主要な改正項目の概要

政府の掲げる「成長と分配の好循環の連鎖」の観点から、研究開発や投資促進に係る税制の見直し(控除率の増加等)、期限の延長が主な内容になっています。中小企業にとって、当該税制の適用場面は少ないですが、新規事業への進出・事業のデジタル化(DX)を積極的に進める場合には適用の可能性があります。下記は、研究開発・投資促進に係る税制の概要になります。

### ① 一般型・中小企業技術基盤強化税制

新たな知見の入手、利用可能な知見の応用のために行う研究開発や、所謂ビッグデータの収集・解析等のための費用：『試験研究費の額』がある場合に、試験研究費の売上に対する割合や試験研究費の増加割合に応じて、一定額を税額から控除できる制度。

### ② 特別試験研究費に係る試験研究税制

大学や国の研究機関、また他企業等との共同研究及び委託研究等に要した試験研究費の額の一定額を税額から控除できる制度。



### ③ DX 投資促進税制

企業変革を進めるため、「産業競争力強化法の認定事業適用」を受け、デジタル技術に一定の投資を行い、投資設備（クラウドシステム、ソフトウェア等）の特別償却（または税額控除）できる制度。

試験研究費の範囲の改正として、大綱には「性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する」と記載されましたので、適用に当たっては十分な検討が必要となります。

## @ 2月の予定

2/10・1月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

2/28・12月決算法人の確定申告

・3,6,9月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

